

『専門実践教育訓練給付金制度』のご案内

教育訓練給付金制度とは、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）又は、被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練講座に支払った経費（入学金や授業料など）の一部がハローワークから支給されるという制度です。

入学・出願をお考えの方で「専門実践教育訓練給付金制度」のご利用を検討されている方は、受講開始日の2週間前（3月中旬ごろ）までに、最寄りのハローワークで申請の手続きをご自身でおこなうことになります。

＜専門実践教育訓練給付金制度に関するご質問については、ハローワークに直接お問い合わせください。＞

専門実践教育訓練給付金の支給対象者

以下の①または②のいずれかに該当する方は、支給資格がございます。なお、ご自身の支給資格の有無については、必ずハローワークにて「支給要件照会」をおこない、ご確認ください。

①雇用保険の被保険者（在職者）

専門実践教育訓練の受講を開始する日^{（注1）}に、雇用保険の被保険者であり、支給要件期間^{（注2）}が3年以上（※）ある方

②雇用保険の被保険者であった方（離職者）

専門実践教育訓練の受講を開始する日^{（注1）}に、雇用保険の被保険者でない方のうち、離職日の翌日から専門実践教育訓練の受講開始までの期間が1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上（※）ある方

※ 原則は3年以上と定められていますが、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については、支給要件期間が「2年以上あれば可」とされています。また、平成26年10月1日前に教育訓練給付を受給した方についても、その受給に係る受講開始日から今回の受講開始日までに、通算した被保険者期間が「2年以上あれば可」とされています。



（注1）専門実践教育訓練の受講を開始する日とは、本校通信課程の場合は入学する年の4月1日です。

（注2）支給要件期間とは、受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者として雇用された期間です。他の事業所で雇用されていた方については、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合のみ、他の事業所での雇用期間も支給要件期間に含まれます。

※ 2月10日 対象講座に指定されました。 ※

■■■ 指定番号 ■■■

※ 指定番号はお間違いなく。

[実習あり] 2710055-2510021-1
[実習なし] 2710055-2510011-9

学校法人 夕陽丘学院 2025年4月開設
大阪国際福祉資格センター
社会福祉士養成通信課程